

【当健康保険組合が保有する個人データの開示・訂正・利用停止について】

当健康保険組合が保有する個人データの開示については、安全上、原則本人確認書類を含む書面によって、所定の手続きをいただいたうえで、書面の交付により行います。ただし、以下の場合については、その全部または一部を開示しないことがあります。

- (1) 本人、もしくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当健康保険組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反する場合

○個人データの開示等に関する手続きについて

個人データの開示等に関する手続きについては、当健康保険組合が定める取扱要領に基づき以下の通りとなります。

1. 開示請求者

被保険者及び被扶養者本人（被保険者であった者及び被扶養者であった者を含む）

「1.」の方が未成年者または成年被後見人の場合の代理人

「1.」の本人開示請求することを委任した任意代理人

〈開示対象者が死亡している場合〉

2. 開示依頼者

父母、配偶者もしくは子またはこれらに準ずる者

「2.」の方が未成年者または成年被後見人の場合の代理人

「2.」の遺族が開示依頼することを委任した任意代理人

3. 手続き方法

当組合（TEL06－6203－4081）までお問い合わせください。必要な書類を送付しますので、所定の様式に必要事項を記入し本人確認書類を添付のうえ当健康保険組合までご提出ください。

4. 開示方法

窓口交付または郵送

5. その他留意事項

当健康保険組合が保有する加入者の個人データの訂正や削除については、健康保険法に基づく届出等により保有するものが大半であり、この申し出により訂正や削除はできません。変更や訂正の手続きについては、これまでと同様に所定の様式により、変更（訂正）届等を提出していただくことになります。